

2016年10月12日

各 位

株式会社 三井住友銀行

弊行元従業員の逮捕について

本日、弊行元従業員が、外貨預金取引の行内システムを操作することで、弊行より不正に利益を得たとして、電子計算機使用詐欺の容疑で逮捕されました。

弊行といたしましては、本件事態を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、お客さまならびに関係者の皆さまに、心からお詫び申し上げます。

本件につきましては、本年6月中旬の事態発覚後、直ちに警察に通報し、捜査に全面的に協力してまいりました。また、同時に、行内調査も開始し、事態解明・原因究明・再発防止策策定などを行っております。なお、当該従業員につきましては、7月6日に懲戒解雇し、9月29日に刑事告訴しております。

弊行では、別紙のとおり、かかる事案の予防・発見機能の強化、従業員の規律の一層の引締めなどを通じ、全行を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

以 上

別紙

再発防止策の要旨

1. 事務手続・システムについて

- 外貨預金取引の勘定システム改定（不正操作の防止）
- 現行の事務手続の検証・見直し（本件を踏まえ、不正につながるリスクのある事務手続を抽出し、当該手続を見直し）

2. 内部監査について

- 臨店監査・オフサイトモニタリングの手法見直し（不正につながるリスクの高い取引を重点的に検証）

3. 人事管理について

- 従業員の規律意識の醸成・徹底
 - 全従業員に対して、銀行員に求められる倫理・不正行為の種類・不正行為発覚時の処分等を周知
 - 全従業員に対して、遵守すべき基本ルール・禁止行為等を取りまとめた冊子を配布し、研修等で徹底
- 管理者の意識・管理スキルの強化（部下の異常値検知の手法、管理者としての基本的動作の徹底）

以 上